

5 交付と申請方法 ※助成対象者の要件に該当される方のみ申請可能です。

(1) 令和6年度に助成券の交付を受けた方

申請は不要です。4月上旬に助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

(2) 令和7年度に新規で申請される方

- ①【申請者】公共交通政策課（0833-72-8980）までご連絡いただき、助成対象者ご本人様の氏名、住所、連絡先の電話番号をお伝えください。
- ②【市役所】後日、申請書（様式）を郵送します。
- ③【申請者】同封の申請案内を参照され、必要事項を記入した申請書を公共交通政策課へ郵送で申請してください。
（宛先：〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課）
- ④【市役所】申請書の内容を審査した後、順次、助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

※申請手続について、窓口にお越しになる必要のない郵送での申請にご協力ください。

■郵送による申請が困難な方へ

大和支所・各出張所による提出

- ①【申請者】窓口にて、申請書を記入し、提出してください。
- ②【市役所】大和支所・各出張所より届いた申請書の内容を審査した後、順次、助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

公共交通政策課窓口での申請

- ①【申請者】窓口にて、申請書を記入し、本人確認書類を提示してください。※代理人申請の場合は事前にご連絡ください。
- ②【市役所】申請書の内容を審査した後、4月1日以降については、助成券をその場で交付します。

6 郵送先及び本制度や助成券に関するお問合せ

★郵送先

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課

★お問合せ

光市高齢者バス・タクシー等運賃助成事業 専用ダイヤル 0833-72-8980

高齢者向けバス・タクシー等運賃助成のご案内

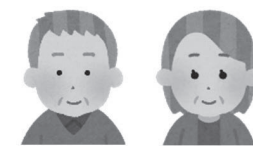
（令和7年度 光市高齢者バス・タクシー等運賃助成事業）

運転免許証を要する交通用具（車やバイクなど）での移動が困難な高齢者を支援するとともに、公共交通の利用を促進するため、路線バス・タクシー・離島航路利用時の運賃の一部を助成する助成券を交付します。

1 助成対象者

光市に居住し、次の①と②の両方の条件を満たす方。

①満65歳以上の
高齢者



②自動車運転免許証
を保有していない。
（返納または不取得）



※「福祉タクシー利用券」または「在宅寝たきり老人リフト付きタクシー利用券」の交付を受けた方は申請できません。

2 助成券

48枚 9,600円分（200円/枚）

※申請は1年度あたり1人1回のみで、5月以降の申請は枚数が減少します。

申請月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
枚数	48	44	40	36	32	28	24	20	16	12	8	4

→今年度の助成券は、うす水色です。（前年度の助成券（うす茶色）は使用できません。）

3 使用期間

令和7年4月15日から令和8年3月31日まで。

4 使用方法

《使用可能な公共交通機関》

詳しくは、3ページの「助成券の使用方法」の（4）をご確認ください。

《使用可能条件》

上記使用可能な公共交通機関を利用し、市内で乗車または降車した場合または、うしま丸に乗船する場合に使用できます。

《使用方法》

詳しくは、2ページ及び3ページの「助成券の使用方法」をご確認ください。

《助成券の使用に関する留意事項》

- ①残額は現金でのみ、お支払いください。
- ②運賃が助成券未満の場合、おつりは出ません。
- ③助成券は再交付しません。（毀損の場合、毀損した券と引き換えます）

助成券の使用方法



(1) 助成券を使用できる乗り方

路線バス、タクシーの場合は乗車、降車のどちらかが光市内の場合に助成券が使用できます。

	光市外	光市内	光市外
乗車：光市内 降車：光市内 使用可能			
乗車：光市内 降車：光市外 使用可能			
乗車：光市外 降車：光市内 使用可能			
乗車：光市外 降車：光市外 使用不可			

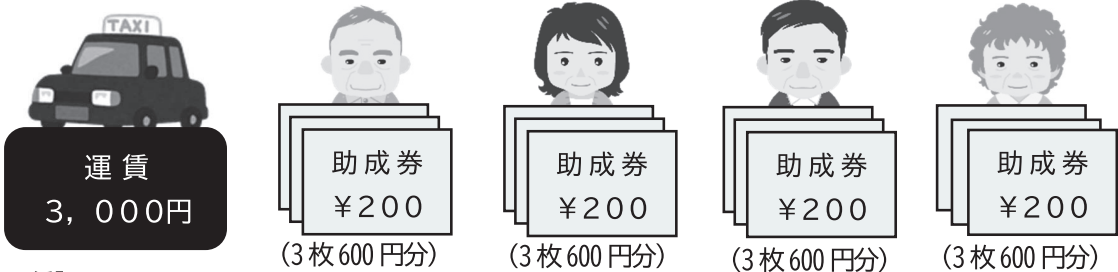
(2) 助成券を使用した運賃の支払い

	路線バス	タクシー	船（うしま丸）
1回の乗車及び乗船での使用可能枚数	1枚のみ	3枚まで	3枚まで
支払いの流れ	①助成券と整理券を運転士へ見せてから、運賃箱へ入れてください。 ②運賃から助成券200円分を引いた残りの現金を運賃箱へ入れてください。	①助成券を運転士へ渡してください。 ②運賃から助成券金額分（上限600円分）を引いた残りの現金を運転士へ渡してください。	①助成券を切符販売窓口で渡してください。 ②運賃から助成券金額分（上限600円分）を引いた残りの現金を渡してください。

(3) タクシーで相乗りした場合の支払い方

助成対象者が相乗りした場合は、助成対象者各自が3枚まで助成券を使用することができます。（相乗りできる人数は4人まで）

例1：助成対象者4人が相乗りして、運賃が3,000円かかり、全員が助成券を3枚ずつ使用した場合

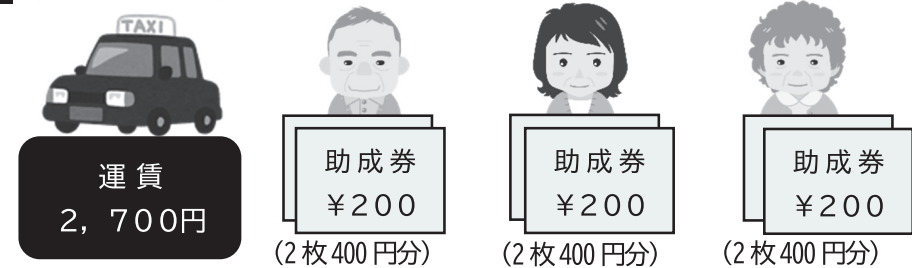


【運賃】3,000円

【助成額】助成券200円×使用助成券3枚/人×助成券使用者4人=2,400円

【支払額】3,000円-2,400円=600円 ※一人当たり150円

例2：助成対象者3人が相乗りして、運賃が2,700円かかり、全員が助成券を2枚ずつ使用した場合



【運賃】2,700円

【助成額】助成券200円×使用助成券2枚/人×助成券使用者3人=1,200円

【支払額】2,700円-1,200円=1,500円 ※一人当たり500円

◆運転卒業証制度との併用について◆

65歳以上の方で、自動車運転免許証を返納された方は、山口県警察から「運転経歴証明書」や「運転卒業者サポート手帳」の発行を受け、提示することで、タクシー運賃が1割引きになるなどの運転卒業証制度のサービスを受けることができます。この場合は、1割引きされた残りの運賃に助成券を使用することができます。

(4) 本助成券が使用できる公共交通機関

（バスの路線やダイヤに関するお問合せ、タクシーの配車・離島航路に関する連絡先）

路線バス	防長バス（防長交通）	0833-43-2200
	光市役所前～周南市熊毛地域方面バス（周南近鉄タクシー）	0833-72-0166
	ひかりぐるりんバス（周南近鉄タクシー）	または 0833-72-0123
	光市営バス	0820-48-2050
タクシー	周南近鉄タクシー	0833-72-0123
	西部光タクシー	0833-71-0001
	大和タクシー・岩田タクシー	0820-48-2050
船	うしま丸（牛島海運）	090-7544-6511